

左近山特別支援学校いじめ防止基本方針

令和5年4月 策定

I いじめ防止に向けた学校の考え方

I いじめの定義

『「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛をかかっているもの』をいう。

（いじめ防止対策推進法 平成25年法律第71号 第一章総則 定義 第二条より）

2 いじめを防止するための基本的な方向性

- ① いじめはどの集団にも、どの学校にも、どの児童生徒にも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害案件である。
- ② いじめを防止するには、特定の児童生徒や特定の立場の人だけの問題とせず、広く社会全体で真剣に取り組む必要がある。
- ③ 児童生徒の健全育成を図り、いじめのない子ども社会を実現するためには、学校、保護者、地域など、市民がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力し、活動する必要がある。
- ④ 児童生徒は、自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない子ども社会の実現に努める。

3 学校いじめ防止基本方針の目的

児童生徒に関わるすべての人がいじめを許さない社会の実現に努めることを目的とする。

II 組織の設置及び組織的な取り組み

I 「左近山特別支援学校いじめ防止対策委員会」の設置

組織の構成員

校長、副校長、主幹教諭、学部長、人権担当

※必要に応じて、ケースワーカー、スクールカウンセラー等、心理や福祉の専門家に参加を求める

2 組織の役割

- ① あらゆる教育活動を通じ、誰もが安心して豊かに生活できる学校づくりを目指す。
- ② 児童生徒が主体となっていじめのない子ども社会を形成するという意識を育むため、児童生徒が発達段階に応じていじめを防止する取り組みが実践できるよう指導、支援する。
- ③ いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの児童生徒にも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者、地域や関係機関と連携し除法を共有しながら指導にあたる。
- ④ いじめを絶対に許さないこと、いじめられている児童生徒を守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、学校長、校長代理のリーダーシップのもと組織的に取り組む。
- ⑤ 相談窓口を明示するとともに、児童生徒一人ひとりの状況の把握に努める。

3 年間計画

	全校	学部、学級、学習グループ等
通年	・「学校いじめ防止基本方針」の推進と改善 ・他機関との連携	・一人ひとりを大切に教育を行う。 ・月1回、各学部・学級にいじめの実態調査を行い、全教職員でいじめについての情報共有をする。
前期	・校内人権研修会	・保護者懇談会や家庭訪問・個人面談等を通じて、全職員が児童生徒と共通理解し、保護者と連携する。
後期	・校内人権研修会 ・いじめ防止啓発月間(12月) ・「学校いじめ防止基本方針」の検証	・個人面談等を通じ、保護者と連携する。

Ⅲ いじめ防止及び早期発見のための取り組み

1 いじめ防止への取り組み

すべての児童生徒が参加・活躍できる授業・わかる授業

2 いじめの早期発見

- ① 些細な兆候を見逃さず、「いじめ」ではないかという疑いを持って、早い段階からの確に関りを持ち、いじめを隠したり、軽視したりすることなく積極的に認知しようとする。
- ② 日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないよう、アンテナを高く持つ
(定期的な教育相談の実施、連絡帳や面談・家庭訪問の機会の活用など)

3 いじめに対する措置

- ① いじめの疑いがあるような行為が発見された場合、速やかに「いじめ防止対策委員会」を開き、組織的に対応する
- ② 被害児童生徒及び保護者への支援と共に、加害児童生徒及び保護者への指導・支援を行う
- ③ 児童生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる場合は直ちに警察に通報する

4 いじめの解消

- ◎いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある
- ① いじめの行為が少なくとも3か月以上止んでいること
 - ② いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと
- ◎いじめが解消に至るまでは「3 いじめに対する措置」に基づいて、学校全体で組織的かつ継続的な対応をする

5 研修等の実施

- ① いじめを始めとする児童生徒指導上の諸問題等に関する内容や、人権に関する内容の校内研修を実施し、人権研修の充実を図る
- ② 教職員も児童生徒に対する関り方を真摯に検証する

6 学校運営協議会の活用

「学校運営協議会」を活用し、いじめの問題など、学校が抱える課題を共有し、地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進する。

IV 重大事態への対処

1 重大事態とは

「重大事態」とは以下のような場合をいう。(いじめ防止対策推進法 第28条より)

い
じ
め
に
よ
り

- 心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められたとき
 - ・児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な障害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
- 児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき
- 児童生徒や保護者から、いじめられている重大事態に至ったという申立てがあったとき

※「相当の時間」とは、国の示す不登校の定義を踏まえ、年間30年間を目安とする。

※日数等にとらわれることなく、個々のケースを十分に把握したうえで重大事態かどうか判断し、報告調査等に当たる。

2 報告

本校では、いじめは重大な人権侵害事案ととらえ、直ちに教育委員会特別支援教育課に報告する。

3 調査

学校は、「いじめ防止対策委員会」を開催し、重大事態の発生に速やかに対処する。そのために、適切な方法により調査を行い、事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。学校が事実に向き合うことで、同種の事態の再発防止を図る。調査結果については、教育委員会に報告する。

- ① 「いじめ防止対策委員会が速やかに情報収集し、事実関係を明確にする
- ② いじめを受けた児童生徒、保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について説明する。情報提供にあたっては、他の児童生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分に配慮し、適切に提供する。
- ③ 調査内容は、全職員に情報公開し、学校が事実に向き合い、全職員による研修を行い、再発防止に努める。
- ④ 調査結果は、教育委員会に報告をする。

V いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回の点検を行い、必要に応じて組織や取り組みなどの見直しを行い、公表する。